

(災害対策特別委員会)

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き推進しようとするものである。